

(再開 午前 11時 20分)

**議長（萩原由一）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 山浦 登 議員。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 山浦 登 議員 登壇)

**1. 観光施設民営化について**

**2番 山浦 登 議員**

発言通告に基づき5点質問いたします。

1点目、観光施設民営化について。

村観光施設民営化については3月9日の信濃毎日新聞の記事で村民の皆さんの関心が高まり、3月議会でも議論になりました。その後関係団体の説明会、4月の広報と一緒に民営化の方針が示されました。さらに5月2日村内2カ所での検討説明会では、民営化に至る経緯や観光施設の入込み状況、民営化の考え方、スケジュール等が説明されました。今後、譲渡先事業者との交渉を進めていくとのことですが、十分説明ができない部分もあるかと思われませんが、村民の皆さんから期待や疑問が寄せられています。そこで5点に渡り質問いたします。

1点目、現在の進捗状況はどうか。

2点目、5月2日の説明会の際には、近年のコロナ禍、スキー人口の減少、観光施設の入込数と売上減少等、木島平観光(株)の厳しい経営状況が報告されました。スキー場を中心とした観光施設の運営支援として、木島平観光(株)に令和2年に1,400万円、令和3年に5,000万円を補助し、村は経営を支えてきたわけですが、今後さらにリフトや人工降雪機の更新、パノラマランドの修繕等、多額な資金が必要とされるとの説明がなされました。しかし、村民の中には民営化でなく現状での継続を望む人もいます。そこで民営化をせざるを得ない実状と、民営化後の将来ビジョンを伺いたいと思います。

3点目、観光施設特別会計への適正な資産評価や株式評価、公正な事業選定に必要な行政手続きを進めるため、専門的知見をもつ事業者への業務委託料6,325万円予算化されていましたが、非常に高いとの村民の声がありました。この業務委託料の明細と委託内容を伺いたいと思います。

4点目、スキー場内の民有地の土地所有者への理解が十分されているのか。また、水源の問題はないのか。

5点目、民営化が実現した場合の将来的スキー場、観光施設継続発展をどのように相手方の企業に確約するのか。

以上、5点質問いたします。

**議長（萩原由一）**

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

**村長（日碁正博）**

山浦議員の観光施設の民営化についてのご質問にお答えいたします。

観光施設の民営化につきましては、説明会や広報でもご説明申し上げたとおりであります。スキー場、ホテルをはじめとした村の観光施設については、今後の人口減少、少子高齢社会がさらに進むなか、新たに施設を更新し全てを維持していくことは、村の将来的な財政規模を考えると大変厳しいということを想定したものでありまして、民間譲渡、廃止、除却等の方針を、今年3月に見直した公共施設総合管理計画で示したところであります。

民営化によりまして、単に財政負担の軽減を図るだけでなく、今後ますます必要となる社会保障関連、福祉サービスや教育の充実、道路などのインフラ維持整備に対して予算を充てていくことが可能になると、考えております。

観光事業においては、多様化やスピード化するニーズの変化に、いかに柔軟に対応するかが重要となってきました。そのようなことも考えると、民間事業者の資金力と柔軟な対応力、ノウハウを活用していただき、運営をしていただくことが、ひいては、村の活性化につながるものと考えております。

現在、第1段階の目標としている10月を目途に、事業者の選定に向けて準備を進めております。

2点目の将来ビジョンについては、先ほども触れましたが、効率的に多様なニーズに対応していく必要がある事業、これは観光にとどまりませんが、資金とノウハウを持つ民間と行政が連携しながら、地域課題の解決を図ることで地域活性化につなげていきたいと、そして、持続可能な村づくりができると考えております。

3点目以降につきましては、担当課長に答弁をさせます。

## 議長（萩原由一）

湯本産業課長。

産業課長「湯本寿男」登壇）

## 産業課長（湯本寿男）

3点目のご質問以降について、答弁をさせていただきます。

業務委託料の明細と委託内容は、ということであります。

お願いしました6,325万円の予算については、土地や建物の資産評価業務、譲渡や民営化にかかる契約実務等法律関連などの専門的な各種業務のアドバイザー委託料で、想定する最大限の経費として計上をしたものであります。

なお、実際は、業務を進めるうえで不要なものは委託しないなど対応もしております。予算額全てを使うというものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

今後も、必要な対応について精査をしながら、契約していきたいと考えております。

4点目のご質問のスキー場の土地所有者への対応についてであります。事業とすれば、引き続きスキー場での利用となりますが、必要に応じて個別に説明も検討していきたいと考えております。

また、水源についてはスキー場を継続していくものでありますので、問題ないと考えております。

最後に、観光施設の将来発展をどのように確約するかのご質問でございますが、これについては、村の地域活性化の考え方・目的をご理解いただける方を選定していくことと考えておりますが、事業継続を前提とした条件としたいと考えております。

しかしながら、今後、時代の変化や社会的ニーズの変化により、活性化の目的が果たせるのであれば、柔軟に施設の転換も必要なことで、それが民営化の利点の一つであると考えております。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再質問

### 2番 山浦 登 議員

5点再質問いたします。

1点目、進捗状況の質問に対して、事業者の選定に向けて進めているとのことですが、複数ある候補事業者から1者を選定し交渉するということですか。1者が決まっていて、交渉先が確定して現在交渉にあたっているのか。そのあたり、選定という意味を私はまだ複数があつて、それ

が決まらないのかというふうに、疑問を感じましたので、質問をしました。

2点目、説明会の中で説明されたように、本来行政の立場とすると、公と民との役割の明確化が必要で、公は事業者に対する後方支援、団体支援、事業支援にとどめておくことが必要で、経営は民の力で収益事業の活性化、雇用の創出と確保との分担が大切との考え方は同意できます。ただ、木島平村の観光政策や観光施設、スキー場事業に大きな係わり、多額な村費も投入しながら事業を進めてきた歴史的経緯があります。そこには多くの村民が関わり、事業を支えてきた訳であります、思い入れと、それから、愛着もあります。そのように考えると、民営化を進めるに当たり 村民の意思を十分組み入れながら進めていくという事が必要と考えますが、その点、お願いいたします。

3点目、木島平観光(株)の経営上の問題であり深く立ち入った質問は控えますが、民営化の中心的内容でありますので、質問いたします。5月2日の説明会の際、もし、民営化が実現しなかった場合、スキー場はどうなるのかとの質問に対し、村長は躊躇無く、私はそう感じたのですが、継続すると答えられました。北信ローカルでもそのように記事で答えておられました。小松参事の議会への説明では木島平観光(株)の経営は非常に厳しく、5,000万円の村からの補助金で経営をなんとか継続し、民営化に繋げていきたいとの説明があったと記憶しております。もし、民営化が実現しなかった場合を想定した際の説明にやや食い違い、温度差があるように思われますが、状況は変わってきたのでしょうか。万が一、そのようになった場合、万が一、民営化が実現されなかったような場合ですが、経営資金計画はどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

4点目、水源に関しては問題ないとの答弁であります、村の手から離れ、民間所有、管理になった場合、下流の水利権の利用者に支障が生じることはないのかどうか。伺います。

5点目、譲渡条件としてスキー場の継続は最低の要件であります、雇用の継続、将来的観光施設の発展の保障をどのように契約の中に入れていくのかどうか、以上5点、再質問いたします。

#### **議長(萩原由一)**

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

#### **村長(日碁正博)**

先ほどありました、スキー場が民営化できなかった場合、スキー場をどうするかと、それは継続するというふうに答えたということですが、具体的に申し上げれば、スキー場については、やはり宿泊業者と、そしてまたスキー場関係の皆さんが多く働いており、生活をしているわけであります。ですから、今すぐ急に経営の継続を、経営をやめますということではできないということで、何とかできる内は続けていきたいというふうにする。ただし、同じ条件でずっと継続していくというのは多分無理だろうというふうに思いますし、将来的には継続が困難になる、その前に民営化をしていきたいということになります。

当然、それを継続していくとなればまた皆さん、村民の皆さんのご理解を得なければならない部分もかなり出てくるわけでありまして、それをずっと継続していくというのは難しいだろうと。やはり、言ってみれば近い将来、やはり継続が困難になる、そういう状況になると思うことではあります、すぐに継続を、スキー場を止めますということではないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

#### **議長(萩原由一)**

湯本産業課長。

産業課長「湯本寿男」登壇)

#### **産業課長(湯本寿男)**

それでは、私の方から答弁を申し上げます。

まず1点目、業者選定のお話でございますが、今現在大きく四つの施設になりますけれども、いくつか興味を持っていただいている事業者の方がいらっしゃいますので、そういった方々と事業の内容等についてお話をさせていただいて、その後どういう形で選定するのか、検討していきたいと思っております。

2点目、村民の意志を酌んでというお話でございます。

村長の答弁にもありましたように、観光事業についてはやはり資力とノウハウを持った方々が運営していくのが一番だと思っております。

今後、場合によっては施設の転換という話もあろうかと思っておりますけれども、現在の施設を続けていくことが一番の地域活性化のまず第1点ということで考えておりますので、今すぐに今の施設を違う施設にするという考えはございませんので、そういったこともこれから交渉なり、話の中で、相手方と詰めていきたいと思っております。

4点目、水源の方は本当に大丈夫なのかというお話でございます。

民間に譲渡した場合のご不安ということで認識をしております。民間の事業者だからその辺は心配だということも今の時代ないと思います。村としてもそういったきっちり事業をしていただける事業者の方と契約していく方向でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

5点目、最後、事業の継続の確約という点のお話だと思いますけれども、この点については、これからお話をしていく交渉の中で、契約の中にも、こういった形で盛り込むのが可能なのか、法律的なお話にもあると思いますので、そういった法律的な専門家とも相談しながら、その辺はある程度確約というか、約束できるような形で契約していけたらいいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再々質問

### 2番 山浦 登 議員

はい。それでは村長の答弁の方が一ですが、民営化が実現できなかった場合にはスキー場なり観光施設を継続するということですが、その際には、村民の理解を得るといふ、こういう答弁であります。

村民の理解とはどういう内容なのか、資金的な支援なのか、物資両面の支援、どういう内容なのかお聞きします。

ただ議会としては、先の議会では、5,000万円は最終的に補助はこれ最終ということをお聞きしておりますので、そのあたりとの兼ね合いをお聞きします。

## 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

## 村長（日碁正博）

はい、再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、村民理解というのは、基本的には財政的な支援というふうになると、ご理解いただきたいというふうに思います。

これまでも民営化の大きな理由として、村の財政的な負担等を考えたわけではありますが、それは万が一、そうなればということでもあります。ただ、そういうふうにならないように最大限の努力をしているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 2. 米粉によるコメの消費拡大を

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、2点目の米粉による米の消費拡大について質問いたします。

北米産の小麦の干ばつによる不作や、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、政府が買い付けて国内の製粉業者に売り渡す輸入小麦の価格が17.3%も値上げとなり、過去2番目の高値水準となったと言われております。このような中で、今小麦に代わるものとして米粉が注目されております。先日、民間放送のテレビでも米粉の製造会社や木島平村米粉のケーキが紹介されていました。

また、信濃毎日新聞では「長く活用が叫ばれている食材に米粉がある。しかし広がりや欠く、何とか克服したい、足元の農業を見直すためにもと米粉を原料とする米粉商品への消費者の関心や期待、需要が高まっていると報じていました。村の6次産業化による農業振興策とコメの消費低迷と米価下落の中で消費を伸ばす機会と捉えることが必要ではないかと思っております。そこで3点質問いたします。

1点目、以前、米粉パンとして、学校給食にも提供していました。しかし、事業として継続できなかった経験がありますが、現在はどのようになっているのか。その経過と教訓はどのように考えられているか、伺います。

2点目、米粉は、奈良時代から有り、だんごやもち、羊羹など和菓子やおかき、おせんべいなどに使われてきました。また、小麦と比較すると油の吸収が少ない。グルテンフリーでヘルシー食品であり、小麦アレルギーの人にも食べられる等、食材としては優れています。難点であった製粉技術も改良が進み、生産・消費が高まっています。村でも過去の経験を踏まえ、米粉による製品化、販売促進、米の消費拡大に取り組む考えはないか、伺います。

3点目、米粉が製品化、拡大した場合、米粉専用のコメを新規需要米として減反田で栽培することが認められています。転作物として推奨することも農業の活性化につながると考えますが、村として取り組む考えがあるかどうか、お聞きします。

## 議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

### 村長（日墓正博）

米粉による米の消費拡大ということでもあります。

米粉の活用による米の消費拡大は必要な対策と考えております。

村では過去に米粉パンの会や事業者による米粉パンや菓子製造の取組みがされており、注目されております。また、学校給食での提供も実施してまいりました。

世界情勢による輸入農産物はじめとする価格の高騰は、すでに学校給食へも影響しております。学校給食における、地産地消の推進は大変重要と考えております。

ご指摘のとおり、米粉の消費拡大については、加工品の開発という点におきましては、農業振興にとっても重要であると認識しておりますので、引き続き特産品開発を通じた6次産業化の推進として、補助金支援などを通じて事業者支援を行っていきたくと考えております。

また、主食用米の転作対策として、現在、経営所得安定対策において、主食用米の目安値達成のため、米粉として加工用米として取組を進めております。しかしながら、国の交付金を充てても主食用米価格より安くなる、そのために、なかなか対策としては難しいのが実情となっております。

学校給食へ米粉パンを提供していたが継続できなかった経緯と現在の状況等については、担当課長

に答弁をさせます。

### 議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

### 子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、山浦議員の学校給食へ米粉パンを提供していたが、継続できなかった経緯と、現在の状況についてお答えいたします。

米粉パンの学校給食での提供については、米の消費拡大を目的に村内産コシヒカリ100%を使用した米粉パンを平成18年度から始まったのが経過でございます。

当初は月1回の提供でありましたが、その後、週1回ほどの提供になり、米粉パンを含めた米飯給食はほぼ毎日行ってまいりました。米粉パンは、小麦粉パンに換算するとおよそ2倍近い価格であったことから、村では差額分を学校給食の食材費へ補助を行い、平成28年度まで学校給食に提供してきた経緯があります。

村では更なる米の消費拡大に加えて、子どものころからご飯とおかずを食べる習慣という食育の観点からあえて米粉にせず、おいしいお米を提供するため米飯給食に切り替え、村の特別栽培米100%を使用した給食を子どもたちに提供しております。

米粉の活用というより、お米を中心とした給食を今後も提供してまいりたいと考えております。

### 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 再質問

#### 2番 山浦 登 議員

はい。それでは、2点再質問いたします。

まず1点目、以前村で米粉製品化し販売したが、継続できなかった。そういう経過がありますが、村として引き続き事業者支援を行っていききたいとの答弁であります。現在、事業者支援を行っている団体があるのかどうか、その点をお聞きします。

2点目、6月3日にNHKの朝の番組で取り上げられていました米粉パンのニュースでありますけれども、あるパン製造会社では、小麦粉に15%の米粉を混ぜたところ、モチモチ感、噛めば噛むほど美味しいと大変好評とか、家庭で米を水で浸し、ミキサーで砕き、生米パンとして提供して美味しいと評判と報じられていました。コンビニの代替食品として、また食料自給率向上と米の消費拡大として積極的に商品開発、また、この米粉のPRが必要だというふうに考えます。

以上2点、考え方をお聞きします。

### 議長（萩原由一）

湯本産業長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

### 産業課長（湯本寿男）

それでは、山浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目。今、米粉に対して事業者支援を行っているケースはあるかというお話でございますが、今現在、そのような支援を行っている事業者の方はいらっしゃいません。

それと、過去に村で米粉を作ったというお話でございますけれども、過去にそれぞれ事業者の方に米粉を使った、例えば麺類を作成していただいたりだとか、そういった経過はございますけれども、それで直接米粉を使った製品ですとか、そういった取組は行っていないというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（萩原由一）

会議の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は、午後1時00分をお願いします。

(休憩 午前 11時 48分)

(再開 午後 1時 00分)

#### 議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山浦 登 議員。

### 3. 温暖化対策について

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、3点目の温暖化対策について、質問いたします。

近年の高温、豪雨、台風の頻繁な襲来は、温暖化が原因とされ、その異常気象は今後地球上の二酸化炭素排出量増加にともない何倍も増加頻発し、地球温暖化対策は、全世界にとって喫緊の課題とされています。1998年、国の地球温暖化対策の推進に関する法律制定を受け、村では温室効果ガス排出の実行計画を策定し、温暖化防止の取組が行われてきました。2021年には国の地球温暖化対策の計画が5年ぶりに改訂され、それまでの我が国の中期目標温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減から46.0%削減とする目標が設定されました。村では令和3年3月議会において「気候非常事態宣言」を表明。将来世代に胸を張って引き継げる社会を実現するため平成20年4月策定した「木島平村地球温暖化対策実行計画」を令和3年11月改訂し、温暖化防止の指針として取組が進められてきました。

そこで村の温暖化対策について3点質問いたします。

1点目、地球温暖化対策実行計画に基づき、現在どのような事業が進められているか。また、その効果、成果は上がっているか。

2点目、実施計画によれば計画を区域施策編と事務事業編に分け、それぞれの事業目標を定めていますが、温室効果ガスの削減目標を区域施策編では2030年度26%削減、事務事業編では15%削減を目標としている。飯山市では温暖化防止のパンフレットを作成し、市民に周知をしています。野沢温泉村では中学校校舎のベランダに太陽光発電パネルを設置し、生徒の関心を高め、地球温暖化防止の理解を深めています。さらに小学校の校舎への設置も計画されています。また、雪室を活用した再生可能エネルギーの取組も行われているということです。本村の二酸化炭素削減目標達成のための村民への周知が足りないのではないかと考えますが、考えをお聞きします。

3点目、現在、村内で進められているNPO法人太陽と水と緑のプロジェクトの小水力発電、太陽光発電の取組は、実施計画の上ではどのように位置づけられているか、伺います。

以上、3点お願いします。

#### 議長（萩原由一）

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

## 村長（日躰正博）

山浦議員の温暖化対策についてのご質問であります。個々のご質問について、担当課長に答弁をさせます。

## 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

## 総務課長（丸山寛人）

ご質問のありました3点について、お答えします。

まず、温暖化対策事業の効果、成果についてのご質問でございます。

昨年11月に改正した、木島平村地球温暖化対策実行計画に基づき、令和4年度より新たに、住宅用太陽光設備設置補助金、薪ストーブ導入補助金、住まいづくり促進事業のZEH(ゼッチ)加算、生分解性マルチ購入補助金の創設、また、既存の事業では、ペレットストーブの導入補助金、住宅リフォームの省エネ改修への補助金などを進めてございます。事務事業では、会議のシステム導入や、グループウェア導入による議会資料のペーパーレス化を進めてございます。

全ての事業が始まったばかりのものが多く、目に見えた成果が表れておりませんが、引き続き、事業の周知並びに村民の意識醸成を図っていきます。

2点目の、目標達成のために村民への周知が足りないのではないかというご質問でございます。

広報誌では、2月からSDGS(エスディーゼズ)をシリーズ化し、各課で関係事業を掲載しており、この内容は温暖化対策についても多く関係するものがございます。また、広報6月号に合わせて、パンフレットを配布予定をしております。

今年度は、今後、講演会や小中学生向けの体験会なども計画しておりますので、よろしく申し上げます。

3点目のNPO法人の取組を実施計画上でどのように位置づけているかでございます。

あくまでも、任意団体の活動ですので、村の実施計画上には位置付けはございませんが、村の計画と相反するものではございません。先駆的な取組や試験を行っておりますので、協力できるところは協力し、その成果を村で活かせることを期待しております。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再質問

### 2番 山浦 登 議員

2点再質問いたします。

まず1点目。地球温暖化の進行と、それに伴う深刻な影響を考えると、地球上で人間同士が戦争している場合ではないと考えます。2050年までに実質ゼロを達成できないと、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど、人類と地球環境は打撃を受け、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなり、さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度をこえてしまうと後戻りできなくなり、3～4度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまうといわれております。温暖化対策は世界の喫緊の課題であることを危機感を持って伝え、「木島平村地球温暖化対策実行計画」に基づき、村民の理解と意識改革、目に見える事業を進めていく必要があると考えます。

再度村の考えをお聞きします。

2点目。NPO法人太陽と水と緑のプロジェクトの小水力発電、太陽光発電の取組は実施計画の上

でどのように位置づけているのかという問いに対しては、任意団体の活動であり、村の実施計画には位置付けは無いとの答弁であります。この法人の事業構想は4～5年前から村内の水路を利用して小水力発電を行い、太陽光発電による再生可能エネルギーを村内に普及させ、カヤの平高原総合案内所への太陽光発電の実施等エコビレッジ構想を掲げて事業を進めています。村の「地球温暖化対策実行計画」に沿った事業を行っていると考えますが、そういった意味で実行計画の中に位置づけ組み込んで、村とNPOが連携して事業を進めることが必要ではないかと考えます。

以上、2点質問します。

## 議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

## 総務課長（丸山寛人）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、温暖化対策の関係でございますが、これについては現状、令和4年度から公共施設等の調査に入っております。これについては、先ほど議員ご指摘のありました他市町村での取組状況について、村としてどういった公共施設において可能性があるのか、こういった調査を進めながら今後具体的に進めていきたいと。温暖化そのものについては、議員おっしゃるとおり、非常に地球規模の話でございますし、このまま行くという形になるかと思えます。村としてできることは限られておりますが、可能なところで、温暖化対策に取り組んでいきたいというふうに思えます。

概ね、公共施設の具体的な取組については、その調査の結果を受けて検討を進めたいというふうに思っております。

2点目のNPO法人の取組と実施計画の関係でございます。村としてNPO法人の取組については当然先ほど申し上げたとおり、村の温暖化対策と同じ方向性を持っているということは認識しております。村としては、NPO法人が取り組む事業の補助事業として取り組んでいる県の元気作り支援金事業等の申請等の支援をしてございますし、それについて共同で行っている部分もあります。また、NPOが取り組む内容については、順次相談をいただきながら、村としても連携協力して進めている部分もございます。

実施計画上に上げる内容があれば、それは村として取り組む部分があるということが形になりますので、それは村の事業として実施計画に入っていくという形になりますのでご理解いただければと思います。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

## 再々質問

### 2番 山浦 登 議員

それでは、再々質問をいたします。

温暖化対策というと、水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーをまず考えますが、木島平村は森林に囲まれた森林豊かな村であります。村で排出されたCO<sub>2</sub>の30%が森林に吸収されます。ただし、古い古木より若い木のほうがCO<sub>2</sub>吸収量が多いと言われます。木材利用を促進し、森林整備することでCO<sub>2</sub>吸収量が増加します。今年度から新たに、薪ストーブを購入した場合補助金制度を創設されました。薪ストーブの導入で二酸化炭素削減と燃料費削減、森林整備が進めば鳥獣被害、熊の出没対策等になり、環境にも良いと考えます。村の「地球温暖化対策実行計画」にも上げられていますが、森林整備を推進し、住宅の新築増築等への地域材利用促進とともに、各家庭に薪ストーブ導入を促す

ことも大切な取組と考えますが、村の考えをお聞きします。  
以上です。

#### 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

#### 村長（日碁正博）

導入を促すというか、最終的に費用もかかる話でありますので、導入するかどうかはやはり村民それぞれの判断になるだろうというふうに思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、ただ単に木を燃すだけでは地球温暖化対策にならないということでもあります。やはり森林整備も同時に進めていかなければならないということで、森林環境譲与税との有効な活用を含め、また山をしっかりと管理していく、そのための施策を進めていきたいというふうに考えております。

#### 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 4. 国保保険料について

#### 2番 山浦 登 議員

4点目を質問いたします。国保の保険料について。

市町村が運営する国民健康保険は、全国的にみると加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で低所得者が多く加入する医療保険であります。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になっています。全国知事会、全国市長会は、公費1兆円の投入によって国保料(税)の負担を協会けんぽ並みにしていくよう国に要請しています。また、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割が、国保料(税)を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が大きく引き上がる均等割は、子育て支援に逆行しているという批判が起こり、多くの団体、関係者が見直しを要望しています。このように国民健康保険税が村民の生活に重くのしかかっている実状に対し、保険税軽減の道はないか、そこで4点質問いたします。

まず、1点目、コロナ禍の中で全国的傾向として受診控えがあり、医療費が減少しているといわれていますが、本村の場合はどうか。

2点目、今年4月より国民健康保険制度が改定され、全世帯の未就学児を対象に均等割保険税の5割が公費負担により軽減されています。本村、国民健康保険の保険税算定には、所得割、資産割、均等割、平均割で算出されていますが、均等割については、村民1人当たり普通世帯では、20,700円で年齢収入の有無にかかわらず、算定の対象にされています。この改定に併せて、村として子育て支援と若者の移住定住策の1つとして均等割保険税減額の対象者を小学校卒業年齢まで引き上げ、国保加入村民の負担軽減が図れないかどうか。この質問に対し山寄民生課長は、村独自の実施は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要。子育て支援は、重要な施策であり国、県に要望していきたいと昨年6月の議会で答弁されております。その対応結果はどうか。

3点目。長野県では乳幼児等の通院に係わる補助対象を未就学児までから、小学校3年生までに拡大したことによって、村負担分を軽減しました。村の負担が減った分、村民1レセプト500円負担を廃止して負担軽減が図れないかどうか。

4点目。国は2018年、国保の都道府県化をスタートさせました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行い、自治体独自の保険料(税)軽減を行っていましたが、

その繰り入れをやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させるというものであります。そのため、2018年度から標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入をやりやすくする、様々な仕組みが導入されてきました。また、政府は、保険料の統一化の名の下に公費繰入をやめていくよう自治体に圧力をかけていると言われております。現在、村では保険料（税）の軽減のための繰り入れは、どのように行っているのか、お聞きします。

以上、4点お願いします。

### 議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

### 村長（日碁正博）

それでは、国保保険料についてということですが、このご質問について担当課長に答弁をさせます。

### 議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

### 民生課長（山寄真澄）

山浦議員の国民健康保険料についてのご質問について、お答えさせていただきます。

最初に、1番目のお話についてであります。

村の国民健康保険の医療費についてであります。コロナ前の平成30年度は、全体で約3億8,600万円で一人当たり31万円、コロナ発生当初の令和元年度が約3億6,700万円、一人当たり30万6,000円、令和2年度は約3億5,400万円、一人当たり30万2,000円と減少傾向にありました。受診控えがあったと思われれます。

見込みではあります。令和3年度については約3億7,600万円、一人当たり約33万円で、増加に転じる見込みであります。

2番目のお話の、未就学児の均等割額軽減についてのお話ですが、国民健康保険税は令和3年度に見直しを行いまして、この、令和4年度4月から均等割額は医療給付費分が21,000円、介護納付金分が9,300円に改定され、後期高齢者支援金分は据え置き7,900円となりました。このうち、未就学児に対して賦課される均等割額は、医療給付費分と後期高齢者支援金分を合算した28,900円で、その内5割の14,450円が軽減されます。現在、国では未就学児までとしている軽減ですが、村として軽減対象年齢の拡充を行うよう、長野県町村会を通じて国への要望を行っております。今後、長野県町村会から国へ提案・要望がなされる予定となっております。軽減対象年齢の拡充が行われるように、引き続き、機会があるごとに国、県へ要望していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3番目のお話であります。このご質問のこの制度につきましては、国民健康保険だけの制度ではありません。村で行っている福祉医療制度のことと思われれます。福祉医療制度につきましては、受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、国民健康保険に限らず、医療保険制度加入の、子どもや障がい者、ひとり親世帯等に対して、保険診療の一部負担金に相当する額について、給付する制度であります。

給付対象世帯や内容は市町村により違いがありますが、本村では、給付額を自己負担分から1レセプト500円分を受給者負担金として除き給付しております。給付方法は、0歳～18歳までの乳幼児等は、給付額を除いた自己負担額だけ支払う現物給付方式、それ以外の障がい者やひとり親世帯等の対象の方は、一旦窓口でお支払いいただき、後日指定口座へ給付する償還払い方式となっております。

そのうち、今回長野県が定める補助対象について、給付額の1/2を市町村に補助していますが、議員からお話がありました、今年の4月から乳幼児等につきまして、外来通院について、これまで対象の上限が小学校就学前までだったのが、小学校3年生まで引き上げられました。令和3年度実績からの試算になりますが、今回の引き上げ対象者の給付額実績は約134万4,000円であるため、県補助金の増額はその半額の67万2,000円と見込みます。

一方、乳幼児等の1レセプト500円の受給者負担を村で負担する場合は、約299万8,000円となりまして、今回の県補助金対象の引き上げにより受給者負担金をなくすことは難しい状況でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

4番目のお話の、国保税の軽減については、一定額以下の所得の世帯に対して減額を行っています。

村では政令の定める基準に従いまして減額しておりまして、軽減した分の保険税は県が3/4、村が1/4を負担して繰入れを行っています。また、保険税軽減の対象になった被保険者数に応じて繰入が認められている保険者支援分については、国が1/2、県と村がそれぞれ1/4ずつを負担して繰入れを行っています。

また、そのほかに、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するためということで、保険者の責に帰することができない、市町村の責任とは言えない特別な事情に対して交付税措置がなされておりますので、それを財政安定化支援事業分ということで一般会計から繰入れを行っています。

いずれも法定内繰入として認められているものであります。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 再質問

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、3点再質問いたします。

昨年6月の私の均等割りを負担軽減についての一般質問の民生課長の答弁では、先ほど申しましたように、村独自の実施は他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要であり、村独自の実施は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要。子育て支援は、重要な施策であり国、県に要望していききたいと答弁されました。そこで3点再質問いたします

1点目は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応をと答弁であります。均衡の観点からもというのは、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍という、いわゆる非常に不均衡な状態だというふうに考えます。その点では、やはり差急な改善が必要なのではないかというふうに思います。

2点目の子育て支援については、重要な施策であり国、県に要望していききたいとの答弁がありました。これは、子育て支援の関係ですので、ちょっと当初の質問と外れますけれども、関連していますので、これを国、県の方へ要望されたかどうか、お聞きします。

3点目は、法定内繰入は行っているということでありまして、法定外の繰入れは行ったかどうか。

以上、3点お伺いします。

## 議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

## 村長（日墓正博）

国、県への要望を行ったかと、その点についてお答えいたしますが、町村会等を通じて国、そして

また県、特に18歳未満の子供の医療費の無償化については、県下でも約半数が高校までということですが、国県も全国の動向を見ながら、是非それと同じような支援策をとって欲しいということは、毎年要望事項として、重要な要望事項として要望をしております。

**議長（萩原由一）**

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

**民生課長（山寄真澄）**

山浦議員の再質問について答弁いたします。

保険料の不均衡、国保の保険料と被用者保険の保険料ということであります。

山浦議員のおっしゃるように国民健康保険については、被用者保険のように半分を企業が支払う、そういう制度ではありません。ただし、医療費に係る給付費の半分は国で補助というか、補填をしているという、そういうような制度になっております。

その辺のところからも、この辺のところでは先ほど申し上げました他の医療保険との均等について、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

法定外繰入につきましては、木島平村国保につきましては、平成29年保険料の不足で70万円を法定外繰入して以降、法定外繰入は実施しておりません。

以上です。

**議長（萩原由一）**

山浦 登 議員。

**5. 村長の政治姿勢について**

**2番 山浦 登 議員**

それでは、5点目の村長の政治姿勢について伺います。

3月議会ではロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議と世界平和実現のための要望書の2つを採択しました。世界平和実現のための要望書では、憲法9条を掲げる日本国民として、世界平和を希求すること、戦争放棄を世界に広めることは、世界唯一の被爆国として率先して取り組む使命であると世界平和に果たす9条の役割をうたっています。

しかし、この2月のロシアによるウクライナ侵攻に乗じて、憲法改正の声が一段と高まっているのが現実です。日本の最高法規であり、憲法の3つの基本の中の1つである平和主義に基づく憲法9条の規定は、日本の平和と周辺国や隣国の紛争回避や友好関係醸成に欠かすことができない法規であります。日本の将来と国民の安心安全を大きく左右する憲法改正が国政の場で議論されていますが、地方自治体の長としての村長の憲法第9条に対する考え方、政治姿勢を伺いたいと思います。

**議長（萩原由一）**

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

**村長（日墓正博）**

はい。それでは政治姿勢というか、憲法9条の解釈の取り扱いについてのご質問というふうに思いますが、日本の憲法第9条は世界に誇れるものというふうに思います。しかしその価値が本物となる高めるためにはやはり相手国などに憲法9条の日本9条と日本が国際平和を願う国だということを理解してもらうということが大前提になります。

ただ実際には、日本を仮想敵国としている国もあるということであり、今回のロシアによるウクライナ侵攻はいくつか教訓というか、改めて感じさせたのがいくつかあります。まず、戦争や紛争を回避するためにはやはり外交とか交渉が最優先だというふうにも思います。

しかし、交渉が全く通用しない国があるということ。そしてまた世界の国々が協調して戦争や紛争を解決しようとしても限界があるということ、そしてまた自国の国民が、自国の国民の生命や財産、領土を自国で自分たちで守ろうとする強い意志がなければ助けてくれる国はないということ。そういうことが教訓として残されたのかなと考えております。

まず日本が将来とも平和であり続けるためにはどうすればいいのか。それは国民にとっても最重要課題であり、議論すべきものと思います。憲法改正はその結果次第というふうに考えております。

## 議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

### 再質問

#### 2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

憲法は、国民の権利、自由を守るために、国がやってはいけないこと、また、やるべきことについて国民が定めた最高法規です。国民の権利、自由を守るために国に縛りをかけるという役割もっています。その点で法律と憲法とは、向いている方向が逆と考えることができます。また、憲法第10章最高法規の中の第99条では、天皇又は、摂政又は国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとされています。日本の平和、国民の人権、生存権を守っている憲法を改正しようとしている現在の動き、主張をどのように考えられるか、再度伺います。

## 議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

## 村長（日墓正博）

はい、先ほど申し上げましたが、憲法はやはり国民の生命財産を守る最高法規であることは間違いありません。ただしそれは、国内での話であって、海外にそれが言ってみれば通用するかどうか、それが一番肝心な部分かというふうに思います。日本は戦争を放棄する、武力によっては紛争の解決はしないということであり、それは当然日本がそれに向けて戦争を仕掛けることもないことは、しないということを誓ったものでありますが、それでは攻めてきたときにどういうふうに守ればいいのか、それもしっかり併せて考えていかないと、国民の生命と財産を守ることにならないのではないかというふうに思います。

## 議長（萩原由一）

以上で、山浦 登 議員の質問は終わりにします。

（終了 午後 1時 37分）

## 議長（萩原由一）

ここで暫時休憩とします。

再開は、午後1時45分をお願いします。

（休憩 午後 1時 37分）